

責任保険法の理念

浦田一晴

はし
がき

責任保険法の地位は、商法に含まれる。ゆえに、商法の理念として挙げられる營利主義、商取引の確実迅速化および企業維持の原則が、責任保険法の中に具現されていることは必然性を有する。責任保険法の理念を論ずる場合、商法の共通理念も論ずることが適当かと思われるが、本論では、商法の共通理念は既承のものとして考え、したがって、特に、責任保険法に特有の理念に限定して考察する。

責任保険法の理念とは何か、という命題は、最近における責任保険制度の発展を考察するとき、十分に理解せられる必要がある。保険制度設定の目的を、まず、前提的に考慮し、それより発生した責任保険制度を見ると、結論的に言えば、責任保険法の理念は、被害者の救済と被保険者の保護ということに求められるであろう。いわゆる「一般賠償責任保険」として存在する責任保険契約締結の趣旨は、被保険者の財産的損失を救済することを

最大の目的として存する単純なる責任保険である。単純という言葉を使用したのは、「特別立法により形成される責任保険」におけるごとく、社会公共性の程度において、著しく異なり、同じ責任保険といっても、その存在意義に違ったものがあると考えられるからである。

前者の賠償責任保険においても、それが保険の範囲に存する以上、社会公共性が全く存しないというものではない。しかし、それが、保険契約の締結において任意性を帯有している以上、契約強制締結としての強行性を有していない。しかるに、後者においては、特別法を設定して、特種の場合に、責任保険契約締結の拘束性を帯有せしめている。このゆえんは、被保険者、保険契約者側の行為およびそれより生ずる結果が、社会公共性を多分に有するか、或いは、それと密接な関連性を有しているからにほかならない。この社会公共性は、契約上、具体的には、解釈論として、または、立法論として、被害者の救済ということに重点がおかれることを意味する。

責任保険ないし責任保険法の理念の問題として、被保険者の保護を第一義として考うべきか、被害者の救済を第一義として考うべきか、ということとは、法の解釈論として、また、立法論上も契約関係者の利害関係を左右することにるので、著しく重要性を持つ。責任保険契約を締結する以上、契約が履行されるれば、賠償金が賠償責任者たる被保険者に支給せられ、それが賠償金として被害者に支払われることになるので、契約の信義誠実ある履行を前提としてみる場合、一般賠償責任保険契約も特別法による責任保険契約も、終局的には、異なるところはないようにみられる。

しかし、後者においては、常に、責任保険契約締結の場合、「被害者救済」を契約履行並びに解釈の理念として考え、それを正面に打出すことにおいて、また、特別の保険方法が採られることにおいて、契約関係の利害が、形式的にも実質的にも異なってくる。

責任保険法には、一般の損害保険法の理念と同一の理念もあるが、それ以上の意義を持つ理念を帶有していることを注目しなければならない。本論においては、責任保険契約法として存在する商法六六七条の有する理念、特別法として存在する自動車損害賠償保障法の特色と理念、原子力賠償二法の特色と理念および企業責任保険法立法理念を解釈論並びに立法論的に検討し、もって、責任保険法の理念を明白ならしめよう。

一 法の理念と商法六六七条

(1) 現行の実定法の意義をどのように解釈して、その結果を当該事件に適用してゆくか、という解釈論理は、原則として、厳格解釈の立場において展開されることを適当とする。したがって、特別な根拠のある場合のほかは、いわゆる類推解釈や拡大解釈の方法によって、解釈論を發展せしむべきものではない。特に、権利および義務に関する法規において、厳格解釈を逸脱することは、その主体および関係者の利益を保護する意味において、妥当性を欠く。解釈論の対象となる実定法を具体的事項に対して適用する際に、それを解決するために、充分でない場合があることは、社会的事件の多様性からみて、やむをえない事実である。けだし、社会的事件のすべてに適応し、解決しうることく、法の定立を行うことは、その繁雑性から困難とされるからにほかならない。本来、法規は核心的原則となるような基本的なものを定め、一定範囲の基準のみを示す場合が多いのである。このような意味から一つの法規のなかに、法適用上、解釈論的に、弾力的要素を含むこととなる。したがって、実定法と社会的事件とを具体的に結合させ、問題を解決するために、その法規の解釈論が行われざるをえなくなる。解釈論の展開によって導き出された結論も、時間の経過とともに、その適用の頻度および可能性は、漸次、減少し、

ついに、その必要性をなくしてしまふ。

かかる事情によって、必要とせられ、適用せられた解釈論の限界が、そのような状態の法規の存在を認めることができないようになり、新たな見地において、必然的に、法解釈の変更が主張せられ、法の改廃が行われ、新たな法規の定立が講ぜられる段階となる。すなわち、どのような趣旨に基づいて、法が改廃せられるか、どのように新たに法を作るか、ということが検討せられ、ここに立法論の存在と展開がなされる。立法は倫理の表現であり、政治の表現であり、かつ、社会思潮の表現であり、また、それらの総合理念でもある。立法は、現実の事態をそのまま反映して具体的適用のために生れ出ることもあるし、また、理念的立場にあらしめるための一表現として立法されることもある。

社会の理念的立場を目的として立法される法は、社会的事件に対して、直接的に、具体的に、即座に適用されることは少なく、それは、そのような理念法規が存在するということだけによって、また、その法を標準的、基礎的規範とすることによって、法の存在目的を十分に達成する力を有しているのである。ただ、その法は、法規の中に黙して座しているだけであり、しかも十分にその立法の役目を果たす立場にある。しかし、このような法規は、外観上、目につくような活動をするのではなく、静止しているかのように見えるので、第三者から見れば、社会的事件を解決するために、なんら役に立たず、あたかも、不要の法規のごとく見られる。その形式的・外観の状態のみを見て、その内に有する静的作用を達観しないとき、それは法としての効果や作用を、なんら有しないかのごとき感を持つに至る。このようなことになると、かかる法規に対して、真実の姿を見ないうちに、誤った価値観を抱くことになり、法解釈論において、重大な誤謬をおかす危険が現われる。

そもそも、法規が存在する最上の理想的態様は、法規が動かされて活用されることなく、そのまま、静座しな

がら、暗黙の裡に、その立法目的を遂行するにあると解する。

(2) さて、次に、商法六六七条の「他人の物の保管者の責任保険」において定むる「所有者の保険者に対する保険金直接請求権」につき、法の理念と関連して考察を進めよう。この保険金直接請求権が、保険契約の履行、つまり賠償責任の解決に際して、使用せられないことのゆえをもって、本条は死文化しているのではないか、との考えがあるとするならば、このような見解は、著しい誤謬で、法解釈論の不見識を表現するに等しい。この保険金直接請求権が、保険者に対して、直接に行使せられるに至る前に、すでに、保険契約上の保険者の義務もしくは賠償責任者の債務は履行せられているか、履行せられる経過もしくは手続中にあることが多いのである。すなわち、被害者が保険金直接請求権の行使にまで至らないということが、むしろ、契約の履行、民事事件解決の立場からいえば、適切なことであると考えられる。つまり、商法六六七条において、保険金直接請求権行使の頻度が少なれば少ないほど、この請求権は、静座して、保険契約の履行に対して、徐ろに、力を与えているものと解すべきである。このように解することの正当性は、最近立法せられた特別法において、保険金直接請求権が立法せられるに至っているのと考え合せば、理解できるのではないか。保険金直接請求権が行使せられる場合は、被保険者（賠償責任者）の債務履行が不可能またはそれに近い場合であると解せられる。あるいは可能であっても、その履行が遅疑せられる場合なども存するであろう。わが責任保険契約法において、立法せられる保険金直接請求権の考え方の源泉は、商法六六七条の趣旨に存するものと解する。この意味において、六六七条の保険金直接請求権は、被害者を救済する趣旨の立法論において、重要な意義を持つ。

(3) 損害賠償責任を負担し解決する場合、被害者を保護救済するという観念は、責任保険法立法における確固たる理念となっている。このような理念が立法せられ、保険契約の法規として静座することにより、被害者は、

具体的民事責任の履行と相まって「被害者は保護救済されなければならない」という警告と関心を社会に対して有せしめることが可能なのである。このような役割と力を持つ法規、つまり理念的法規は、具体的事件に対して適用される機会は少ないかもしれない。しかし、このような機会に遭遇しないからといって、かかる法規を視野から排除し、軽侮し、死滅せるものとするのが、いかに妥当性を欠くものであるかということでは明らかである。ただし、このような法規こそ、真実の法の目的を遂行する著大な潜在力を内包しているからである。法規を適用することなく、社会がその秩序維持の点において、また、権利義務の関係において、利害関係において、調和のある円満な状態にあることを得せしめることこそ理想の姿といえよう。このような立場と意義において、被害者の保険金直接請求権を考察し、その重要性を認識することが必要である。しかして、現実の社会的諸関係のために、目的とする立法の可能性がないと考えられるような場合であっても、立法論上、このような主張がなされるということ自体に、その意義をみとめ、その必要性が更に強調せらるべきであろう。

(4) 立法論を構成し、その具体化の成否について、可能性が乏しいが故に、消極的であってはならない。それはただ、主観的に可能性が乏しいと見えるだけであって、理念として、適正なものであるならば、やがては、あらゆる曲折を経て、立法の機会が到来することを期待できるのであり、法理論として成立する根拠はある。新しい立法論の主張せられる場合、批判や反論のなされることは通常のことであり、また、十分に、立派な結論を得るために不可欠である。また、たとい、立法の機会が到来しなくとも、立法論として、被害者の保護救済が強く主張せられることによって、被害者保護の観念やその程度が、直接的にはないにしても、その厚味を加重して、側面の力となりうることは疑いのないことであろう。

(5) さて、立法論には、三つの種類がある。すなわち、現実に即して、具体的に適用し実現容易な立法論と理

念的イデアを目的として主張せられる立法論とそれらの二つの性質を併有する立法論の存在である。右のような各種の立法論を十分考慮していなければ、法理論の展開において、あまりにも、現実的で近視眼的なものとなり、弾力性の乏しい狭小な論理しか發展せしめることができなくなる。また、法律の研究に際しても、法に対する無理解と誤解を招来するおそれがある。

二 自賠法の理念

(1) 自動車損害賠償保障法において、被害者に対し損害賠償の責に任ずるものは、自己のために自動車を運行の用に供するものであって、その運行によって他人の生命又は身体を害した場合である。しかし、自己および運転者が自動車の運行に関して注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、免責されるのである。この挙証責任の転換は、従来、長年月にわたり、法原則として採られてきた過失責任主義の立場と考え合せれば、その有する意義は注目せらるべきである。

(2) さて、自賠法が、純粹な無過失責任の立場を採ることをせず、被害者に対する賠償責任を負担する立法をしなかつたのは、被害者の保護を完全に果たしうる立法とはいえないであろう。ここに、一步進んで、被害者の故意のみを免責として、加害者の無過失の場合にも、責任負担とし、かかる場合をも責任保険契約締結をなしうるものとする必要がある。相当の容積のある自動車を公道において運行していたが故に、損害を発生せしめたのであって、運行していなかつたならば、損害を生じていなかつたであろうから、その損害発生の原因いかなを

問わず、ただ一定の場合を除き、自動車の運行者に責任を負担せしめるという形を採ることは妥当性を有する。しかし、無過失責任主義を採ることにより、自動車の運行者が、十分注意を払うようになれば、事故発生は減少は、必然的にもたらされると考えられるから、現在におけるような事故発生の際増より見れば、事故防止に大きな役割を果たすことはまちがいあるまい。

無過失責任主義の立場を採る原子力賠償二法は、自動車損害賠償保障法における賠償責任の発生原因に比すれば、飛躍的立法と解せられる。原子力を原因として生じた損害と自動車の運行によって生じた損害とは、根本において相違する性質を有するものによって発生したものであり、自動車の場合には、一個の事故による損害程度は、相対的に少額であるが、しかし、自動車の運行が道路において、常時不断に、社会上危険を与えるという著しい社会性や普遍性を帯有することを考慮するならば、賠償責任の軽重度において原子力の賠償責任に劣るものとは考えられず、むしろ、危険の雰囲気を構成している機会は、自動車の方が著しく多いといわなければならぬ。

自動車の場合における損害賠償責任においても、原則として、無過失責任主義が、法律上、明白に採用せられ、被害者の保護の強化が行われるべきであろう。いわば、自賠法は、損害賠償責任については、被害者保護の理念の立場より見れば、過渡的立法であるように考えられる。

自賠法によれば、自動車を運行の用に供するものは、無過失責任主義の立場に近い責任を負担せしめられるから、被害者の保護を十分かつ適切に行ない、賠償義務を果たすために、その賠償責任は、責任保険契約を締結する方法によって、保険者に転嫁され、したがって、それは緩和される。いわゆる責任保険契約の締結強制の方法をとることによって、被害者保護の法的地位は著しく確実性を帯びるに至る。つまり、同法第五条の示すところ

によれば「自動車は、それについて法律で定める自動車損害賠償責任保険契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない」とし、法は損害賠償措置として責任保険制度を残るところなく活用しようとする企図した。賠償責任者が実質的に自己の賠償責任を責任保険制度へ移転する責任転嫁は、無過失責任を負担する場合、必然的に採られる措置とみられる。

(3) 責任保険制度を論ずる場合、一方において、この制度を設定することは、賠償責任者に、事故に対し精神的弛緩を発生せしめることになり、不注意ないし犯罪行為を助長するというごとき反社会性を帯有するものであり、また賠償責任者の個人的立場において考えられ、責任保険制度において自己の責任を他人に転嫁することは、道徳的に許さるべきではない点を主張する論もある。しかし、そのような難点が、かりに、あるとしても、制度的結果として、被害者の保護救済をはかることができるという点において、右の非難をカバーしてあまりあろう。個人の責任におけるばかりでなく、事業責任において、それを拡大しようという考え方は、今までよりも、より強く、責任保険活用の需要度の高まることを感じさせる。企業経営の経過中における第三者に対する損害発生については、企業が無過失責任を負担することの必要を認めさせ、その結果、その責任解決は、必然的に責任保険制度と結合する。ただし、そのような方法を採用することが「企業維持の原則」の線に沿うことができるからである。しかし、自動車損害賠償責任保険契約の締結強制は、原子力事業者が、原子力損害賠償責任保険契約の締結をなすことをその事業開始の前提とする原子力損害の賠償に関する法律と基本的には同一の考え方に立脚するものと解せられる。

さて、「契約締結自由の原則」の立場からすれば、責任保険契約の締結強制は、その原則を排除したものとみられるが、たとい、自動車そのものの所有は個人であっても、その運行行為は、著しく社会性を帯びるものであ

り、社会共同生活に著しい影響を与えることを考えるならば、右の立法は、適当な法的措置であると解する。ガス事業、電気事業などは、その本質的に有する社会公共性の故に、異なった意味においてではあるが、それらの事業上の取引は、法的に締結強制をまぬがれることができなくなっている。

(4) 自賠法における理念のなんたるかを見るためには、自動車損害賠償責任保険契約の締結強制において、被害者がどのような法的地位におかれているかという問題を考察すれば、明らかとなる。次に、考察すべきことは、被害者がそのような法的地位に置かれていて、十分であるか、という問題である。もし、不十分であるとすれば、どのような立法論が新たに展開されるべきであろうか。

このような問題の考察において、まず、注目すべきことは、保険者の免責についてである。自賠法における保険者のてん補の免責は、保険契約者又は被保険者の悪意によって生じた損害についてのみなされる(自賠法一四条)。いかに、強度の無過失責任の立場が立法せられるとしても、悪意によって生じた損害の負担が、責任保険契約の履行の面において免責せられることは、みとめなければならない。この場合、保険者のてん補責任が免ぜられると解せられているが、私は、保険契約者または、被保険者の責任が始めから、保険者に転嫁せられないと考えることの方が、故意というものの反公序良俗性を忌避する精神に合致するものと思われる。保険契約者側の責任が転嫁せられないことは、責任保険契約の効果が有効に発生しないことを意味し、その結果として、当然に、保険者はてん補責任を帯有しないのである。このような経過より考察すれば、責任を免れる(免責)という表現は、適正ではない。非責というべきである。しかし、この場合においても、被害者は現実には被害を受けたのであるから、被保険者に対しては、てん補されないとしても、被害者は保護されなければならない。この見地から、被害者は保険会社に対して、保険金を直接請求する権利が与えられている。この権利の設定は、被害者を保護救済す

のために、保険契約者または被保険者の立場を超越した特別の考え方に基づいてなされたものである。この場合（故意）における被害者の保険金直接請求権に対する保険者の保険金給付は、保険契約者の責任の転嫁に基づいて行われるものではなくして、国家の補償行為を保険者が便宜上、代行するのである。したがって、保険者が被害者に対して保険金を支払ったならば、保険者は、国家に対してその補償を求めることができる（自賠法一六条）。このようになるると、国家は、被害者の有する損害賠償請求権に代位し、その権利を取得することとなる。このようにして、すべてのものが調和ある状態に位置する。しかし、保険者が被害者に対して、保険金を給付したからといって、そのことから、保険契約者の賠償責任が保険者に転位したと考えることは適当でない。けだし、故意による責任が他の者に転ずると解すること自体が反公序良俗の観念であり、容認さるべきことではないからである。

(5) 自賠法において、保険契約者または被保険者の故意による損害発生に対しては、保険者は、その損害をてん補しないが、被害者の請求があつた場合には、保険金が支払われる、と定めることは、被害者の保護を徹底しようとする趣旨であつて、特異な規定と解せられる。商法六六七条の火災保険における保管者の責任保険の場合にも、物の所有者（被害者）は保険金直接請求権を有するが、このときの請求権行使は、保険契約者などの故意による事故発生という事由がないことを前提とするものであつて、この点において、自賠法における直接請求権行使の趣旨とは、その経過、事由において、著しい相違がある。個人の被害者救済を直接の目的としていることは、いうまでもないが、社会公共性を多分に帯有することの現れとして、本法の注目すべき点であろう。自賠法における被害者の保険金直接請求権の設定は、被害者保護の趣旨を達成しようとする不可欠の制度と解せられる。

三 原子力賠償二法の理念

(1) 原子力賠償二法（原子力損害の賠償に関する法律・原子力損害賠償補償契約に関する法律）の理念は、次の諸点において、被害者の保護救済に関連して具現されている。つまり、原子力損害賠償責任問題の解決について、その基本的要素を構成する事項は、原子力事業者として、まず、無過失責任を負担せしめ、次に、無限責任の立場に立たしめ、第三に、責任を集中せしめた点である。賠償法によれば、原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等によって原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる（賠償法第三条一項）のであり、その責任は、いわゆる一般民事原則たる過失責任のみに限定されるものではなく、広く、無過失責任の立場も考慮される。しかして、その責任は、無限責任における制限責任ではなく、最初からの無限責任でもなく、拘束されない青空無限責任の立場をとる。

さて、賠償法第一六条によれば「政府は原子力損害が生じた場合において、原子力事業者が第三条の規定により損害を賠償する責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする」と規定し、必要がある場合において、国の援助を予定している。この国の援助行為は、国が当然に行わなければならない措置ではなく、原子力事業者が、無限責任を負担するという前提に立っていることを表現する規定であって、いわゆる責任制限を意味するものではない。換言すれば、援助行為は政府の条件なき義務でもなく、原子力事業者が請求しうる条件なき権利でもない。国が援助行為を行なう前提となる要件とは何か、それは原子力事業者が賠

償の責に任ずべき額が賠償措置額をこえ、被害者の保護をはかり、かつ、原子力事業の健全な発達に資するといふ賠償法の立法目的を達成するために必要とみとめられる事項である。もし、国が援助を行わなければ、原子力事業者は援助行為としての賠償を負担しなければならないのであって、原子力事業者の賠償義務を制限して、その限度を設定するのではない。

次に、原子力事業者の無限責任の問題を船舶所有者の委付権と比較考察しよう。商法六九〇条において、船舶所有者が委付権を行使して、その一方的意思表示により責任を海産に制限する行為とは、まったく、その趣旨を異にする。この場合には、制限された残余の賠償責任は免せられるが、国の援助行為においては、根本的に賠償責任が免せられ、なくなるのではない。船舶所有者が委付権を行使することによる責任制限の立法趣旨は、主として、海運業に対する政策的見地から、それを保護救済する必要に重点を置き、債権者（被害者）を保護救済する立場は、考慮していないと考えられる。六九〇条が被害者の保護という見地において妥当性を欠くということ、民事責任解決の原則、つまり、民事上の債務履行の基本的衡平の立場からその可否を考察すれば明らかである。原子力損害賠償法においては、原子力事業者をして、責任保険契約の締結を義務づけ、原子力事業者の責任を制限することなく、無限責任負担の立場を採り、しかも、無過失責任を負担せしめ、かつ、原子力事業者に責任を集中するという方法を採用することにより、被害者の保護をはかっているが、六九〇条において被害者を保護する方策は、責任保険制度を適用することによって具現さるべきである。

思うに、原子力事業者は、自ら負担すべき責任を、責任保険制度などに転嫁することにより、その事業を維持し、保護しようとするものであるし、尚、責任保険契約の締結は、基本的なものとして、原子力事業開始の義務的前提要件となっている（賠償法六条）。賠償法第三条一項において、原子力事業者に無過失責任を負担せしめた

趣旨は、原子力事業の性質上、その社会的な重要性とその影響性を考慮するとともに、被害者の保護救済を完全ならしめようとする企図から発したことはいうまでもない。原子力事業者は、無過失責任を負担せしめることによって、原子力事業者が、自らの事業の重要性を認識し、その事業遂行上において慎重さを増すことを法は期待しているのである。しかし、その原子力損害の程度が「異常に巨大な天災地変または、社会的動乱」によって生じたものであるときは、原子力事業者は、右の賠償責任を負担しない（賠償法第三条但書）。これは、原子力事業者の責任制限を意味するものではなく、当初からの免責を意味する。

(2) 賠償法第三条一項において「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる」とし、更に、二項は「一項の場合において、その損害が原子力事業者間の核燃料物質の運搬により生じたものであるときは、当該核燃料物質の受取人である原子力事業者がその損害を賠償する責に任ずる」と定め、第四条は「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責に任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責に任じない」とする。この立法趣旨は、原子力事業者の無限責任とともに原子力事業者に対する「責任の集中」を考慮したものであって、わが国の立法としては、画期的立法と解せられる。

さて、原子力事業者に対して採られる責任の集中は、いかなる理由に基づくのか。立法趣旨として、原子力事業者以外の他の原子炉の設計者、製造業者或いは事業場建設請負業者に対して起るべきその契約不履行、不法行為に基づく責任を負担せしめないこととした理由は、次のように解する。すなわち、第一は、原子力事業に対するそれらの者の積極的事業援助の意欲が供給行為に基づく責任負担により欠如し、原子力事業の遂行が不可能となることを防止することであり、第二は、それらの者が供給行為に基づき、責任を負担した場合における賠償措

置として、原子力事業者の賠償措置と同じように責任保険契約締結という措置によらざるをえないのであるが、このような場合において、責任保険契約締結による保険者の保険引受能力の限界性及び可能性の程度を考慮した結果であり、原子力事業者を客観的に大局的見地から考察した場合、責任集中の方式が採られたものと解する。

(3) 原子力賠償法および原子力補償法は、原子炉の運転等によって原子力損害が発生した場合に、どのような方法、どのような程度において、損害賠償措置を講ずるかという基本的制度を想定し、被害者の保護救済のために具体的方法をはかり、それとともに、原子力事業の健全な発達に資するという二つの目的をもって立法せられた。

原子力賠償法が、被害者に対する主たる損害賠償措置として責任保険契約の締結をもってし、原子力事業者の賠償責任を責任保険契約に転嫁し、一方において、原子力補償法が責任保険契約をもってしては、被害者の保護救済が不可能な場合、それを補う意味において、政府自ら補償契約の当事者としてその衝に当たり、実質的には、政府を保険者とし、他面において、原子力事業者を保険契約者および被保険者とする責任保険契約の性質並びに構成を帶有することは明白に認識せられる。したがって、原子力賠償二法は、賠償法においては、形式的にも実質的にも責任保険契約事項を有するものとして、補償法においては、実質的には責任保険契約事項を有するものとして、その立法の目的を達成するものというべきである。しかし、責任保険契約並びに補償契約が同時に締結せられたとしても、それらを契約として法律的に考察する場合、各契約は、独立の契約であり、契約当事者の有する権利義務は各契約においてのみ拘束されるのである。

思うに、責任保険制度に依存する被害者保護並びに事業の維持発展を、より強固たらしめるには、責任保険事業の基礎をより確固たるものとする、すなわち、再保険制度を含めて、具体的には、保険者の危険引受担保能力の増大をはかり、尚、これらの方策と歩調を一にして、責任保険制度を補充する意味において、特に、原子

力事業が政策的意味を帯有しつつ行われ、社会公共的に与える影響の著大な点を考慮するとき、政府を中心とする補償契約制度をして、一層充実してゆくことが必要である。しかし、被害者の保護および原子力事業の健全な発達を企図して立法せられた原子力賠償二法は、最も近代的事業としての原子力事業の開始に際して立法された画期的法規である。

四 企業責任保険法立法理念

(1) 企業責任の立場は、過失責任主義とともに、無過失責任主義において、認識、実現せられるにつれて、その責任負担の結果は、必然的に、経済的支出の増加となり、企業経営の円滑な立場を過重ならしめる場合も生ずる。企業経営の危殆への動向は、企業維持の原則と対立する結果を生ずることとなるが、このような無過失責任主義と企業維持の原則との結果的対立の矛盾性を解消する方法として、企業責任と責任保険制度との結合を企図すること、すなわち、企業責任を責任保険制度へ転嫁することが考慮せられ、さらに、立法により具現せられるに至る。企業の責任負担度の増加は、必然的に責任保険への転嫁度の増加となり、かつ、責任保険立法の増加となる。無過失責任主義↓企業維持の原則↓責任保険制度の連関は、企業責任の発生から帰結までの経過として不
断の必然的結合を生成するものと解する。

(2) 企業責任が責任保険制度と結合して、それへ転換せしめられなければならない事由は、企業維持の理念とともに、企業の行為によって損害を受けた被害者の救済を可及的完全に、かつ、迅速に行われようとするにある。しかして、本来、被害者はその意思に基づくことなく不測の損害を享受するのであって、このような損害に

対し、社会共同生活における利益関係の調和状態を保持し復興するためには、被害者が適正にその損害を補充されることが必要となる。責任保険制度における今後の法の理念は、被害者に対する完全な保護救済ということに強く傾向づけられなければならない。

(3) 責任保険契約において、契約関係以外の被害者が、保険金直接請求権を有することを法定されることなくして、当然に、これを有するとの法理は出てきにくいのであるが、商法六六七条にいわゆる「他人の物の保管者の責任保険」における所有者の保険者に対する保険金直接請求権の適用を火災保険にのみかぎるものとせず、一般責任保険契約にも適用すべきであることをみとめるならば、契約関係外の被害者が保険金直接請求権を有することの論理は有利に展開すると考える。この点について、かかる拡大解釈論は、実定法の存在意義を喪失するので、解釈論としては適正でないという論もなされているが、責任保険契約に対する思潮、責任保険契約の特質その存在の意義、責任保険契約法の一般原則法の不存在、商法六六七条の立法当時と現今の責任保険に対する觀念の相違などから考察するとき、本条の拡大解釈論を否定することは適当でない。被害者救済の觀念に徹するならば、企業責任保険法の立法において、保険金直接請求権の設定は適当であり、商法六六七条の拡大解釈論とともに存在しうるものと解する。

(4) 思うに、再保険制度は、直接的には、保険事業の維持を目的として設定せられた制度であるが、それは、そのみの趣旨にとどまらず、さらに、元受保険者の元受保険契約者に対する保険金の給付を確保たらしめようとする役割をも帶有する。企業上の責任を、責任保険契約を締結することによって、責任保険者に転嫁したとしても、責任保険者の保険事業上の経済的基盤が脆弱であるならば、その責任転嫁は本来の目的を達成することが不可能となる。責任保険事業者が、再保険契約の締結によって、事業上の危険を分配する方法を採れば、企業責

任転嫁行為も必然的結果として、強くその実を結ぶことができる。したがって、再保険制度を確定すること、しかし、保険事業者が再保険の方法に経営の運行を乗せることは「企業維持の原則」の線に沿うとともに、最初の企業者（元受保険契約者）責任の責任転嫁を基本的に全たからしめるといふ重要な意義を有する。このことは、更に、被害者の保護救済と間接的にはあるが離脱することのできない連結関係にあることを注視すべきである。

むすび

さて、責任保険制度の理念は、債権債務の法律関係の存在する社会共同生活における円満な調和状態を維持現出するにあると解する。しかし、その具体化は、賠償責任者（加害者）の財産上の利益を守るとともに、賠償請求権者（被害者）の経済的、傷害的損失を救済し、その利益を保護し恢復することに現われる。責任保険契約においては、賠償責任者は、原則として、被保険者および保険契約者の地位にあって、保険者と直接的に保険契約関係を保持するわけであるが、賠償請求権者は、この契約関係の権利者としての立場を、当然には持たない。しかし、被保険者に対する財産上の損害でん補は、被害者の損害救済と直接に結びつき、被害者の加害者に対する損害賠償請求権は、被保険者の存在のゆえに強化せられ、満足せしめられる必然性を有する。しかし、加害者が被害者の損害賠償請求に対し、全面的に満足な状態において、その債務を履行することの不可能な場合こそ、通常ありうる状態といいうるであろう。したがって、加害者の経済的に不十分な状態を責任保険制度において、保険者が担保すれば、被害者は、その有する損害賠償請求権を、実質的に姿様を変えて達成することができる。加害者と被害者という相反する立場をして、終結的には「被害者の保護」と「加害者の財産的救済」をもたらす

責任保険制度は、賠償責任の解決のために、不可欠の地位に立ち、重要な役割を有するものと解する。

さて、責任保険契約を企業において考察する場合、企業上の責任の責任保険への転嫁によって、「企業の維持」の線に沿い、企業の衰退、損失を防止することができる。しかし、責任保険契約締結の原動力をなしたものは、被害者の加害者に対する損害賠償請求権であることを確認するならば、責任保険制度は主として、被害者を完全に保護救済することがその目的とせられ、責任保険法は、それに対応する法的方法が採らるべきである。被害者の十分な保護の成果を来たすことなくしては、責任保険契約の成立を考慮することはできない。責任保険契約締結の基礎には、被害者の存在を前提とする考慮があり、被害者の立場を第一義とする配慮がなければならぬ。しかして、企業体の無過失責任主義がみとめられるようになったと解せられる現今、責任保険制度は必須の制度である。責任保険契約の中を流れるものは、被害者の救済、被保険者の保護を理念とするものであり、それは、私法の指導理念たる権利義務関係における信義誠実の原則にもとづく完全な責任遂行に帰一すべきである。責任保険制度は、その本質的に帶有する性質にかんがみて、責任解決をはかるために、不動の地位を占むべきものであらう。